

令和7年9月12日
国 税 庁

石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に納税地がある個人の皆様への
令和6年分及び令和7年分消費税及び地方消費税の申告書等用紙の発送再開に係るお知らせについて

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、この度の地震の影響等を踏まえ、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に納税地がある個人の皆様への令和6年分及び令和7年分消費税及び地方消費税の申告書等用紙（中間申告書及び課税期間の特例の適用を受けている方の確定申告書）の発送を見合わせておりました。

今般、令和7年国税庁告示第18号により、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町（以下「対象地域」という。）に納税地がある個人の皆様については、令和6年1月1日から令和7年10月30日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、令和7年10月31日（金）となりました。

これに伴い、対象地域に納税地がある個人の皆様につきましては、発送を見合わせておりました令和6年分及び令和7年分消費税及び地方消費税の申告書等用紙の発送を再開させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、既に申告書を提出されたにもかかわらず、申告書等用紙がお手元に届く等、行き違いがあった場合には、何卒御容赦いただきますようお願いいたします。

おって、令和6年分消費税及び地方消費税の中間申告書については、その提出期限が確定分の提出期限と同一日となったことに伴い、消費税法第42条の2の規定により、中間申告書の提出を要さないこととなるため、発送は行いませんのでお知らせいたします。

御不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

○対象地域

都道府県名	地 域	(参考) 管轄署
石 川 県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町	輪島署